

第3期鹿児島県医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

| 2017年度<br>(計画の足下値) | 第3期計画期間  |        |        |        |        |                 |
|--------------------|--|--------|--------|--------|--------|-----------------|
|                    | 2018年度   | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度<br>(目標値) |
| 48.0%              | 50.3%  | —      | —      | —      | —      | —               |
| 目標達成に必要な数値         | 51.7%  | 55.4%  | 59.1%  | 62.8%  | 66.5%  | 70%以上           |
| 2018年度の<br>取組・課題   | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保ヘルスアップ支援事業（働き盛りの特定健診未受診者対策）の一環として、モデル市町村を1市町村選定し、40～50歳代の働き盛り世代に着目した特定健診未受診者対策を実施し、地域における体制構築や受診勧奨媒体の工夫等のモデル事業を実施した。</li> </ul> |        |        |        |        |                 |
|                    | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国平均より高く推移しているところであるが、国の目標値に比べ依然として低く推移しており、特に40～50歳代の働き盛り世代の受診率が低いことが課題である。</li> </ul>   |        |        |        |        |                 |
| 次年度以降の<br>改善について   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国保ヘルスアップ支援事業（働き盛りの特定健診未受診者対策）を引き続き実施し、県内市町村国保へ研修会等の機会を捉え還元し、県内市町村国保における基盤整備を図る。</li> </ul>  |        |        |        |        |                 |

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

| 2017 年度<br>(計画の足下値) | 第 3 期計画期間   |              |              |              |              |                  |
|---------------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
|                     | 2018 年度   | 2019 年度      | 2020 年度      | 2021 年度      | 2022 年度      | 2023 年度<br>(目標値) |
| <b>24.7%</b>        | <b>27.9%</b>  | —            | —            | —            | —            | —                |
| 目標達成に<br>必要な数値      | <b>28.1%</b>  | <b>31.5%</b> | <b>34.9%</b> | <b>38.3%</b> | <b>41.7%</b> | <b>45%以上</b>     |
| 2018 年度の<br>取組・課題   | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者協議会との共催により、特定保健指導従事者を対象とした特定健康診査・特定保健指導推進研修を開催し、従事者の資質向上を図った。</li> </ul>      |              |              |              |              |                  |
|                     | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国平均より高く推移しているところだが、国の目標値に比べ依然として低く推移しており、効果的・効率的に実施するための人材の確保が課題である。</li> </ul> |              |              |              |              |                  |
| 次年度以降の<br>改善について    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導従事者の資質向上のための研修会の実施を継続する。</li> </ul>  |              |              |              |              |                  |

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

| 2017 年度<br>(計画の足下値) | 第 3 期計画期間  |         |         |         |         |                  |
|---------------------|--|---------|---------|---------|---------|------------------|
|                     | 2018 年度  | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度<br>(目標値) |
| 16.7%               | 15.4%  | —       | —       | —       | —       | —                |
| 目標達成に<br>必要な数値      | 18.1%  | 19.5%   | 20.9%   | 22.3%   | 23.7%   | 25%以上減少          |
| 2018 年度の<br>取組・課題   | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康関連団体と協働で「かごしま健康イエローカードキャンペーン」による普及啓発活動を実施した。</li> <li>食生活改善推進員による「健康かごしま 2 1」等健康づくりに関連する情報提供を実施した。</li> </ul> |         |         |         |         |                  |
|                     | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「健康かごしま 2 1」中間評価から高血圧や糖尿病の有病者推定数が増加していることから、食生活や運動などの生活習慣の改善が必要である。</li> </ul>                                  |         |         |         |         |                  |
| 次年度以降の<br>改善について    | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病の発症重症化予防について市町村・関係機関・団体と連携して普及啓発を実施する。</li> <li>食生活改善推進員による活動を支援し、バランスの良い食生活や運動の継続など生活習慣の改善を図る。</li> </ul>             |         |         |         |         |                  |

④ たばこ対策に関する目標

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>目標</p>                 | <p>・ 成人喫煙率を平成 34 年度までに <u>12%以下</u>にすることを旨す。</p>   |
| <p>2018 年度の<br/>取組・課題</p> | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康関連団体と協働で「かごしま健康イエローカードキャンペーン」による普及啓発活動を実施した。</li> <li>・ 禁煙週間に合わせて、禁煙及び受動喫煙の取組促進を市町村、関係機関・団体に依頼するとともに、受動喫煙対策の取組状況を把握し、その結果を県ホームページに公表した。</li> <li>・ 全面禁煙に取り組む飲食店等を「たばこの煙のないお店」として登録し、県ホームページ等を通じて県民へ情報提供を行った。</li> <li>・ 改正健康増進法の趣旨等について、事業者等を対象にした説明会を開催した。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正健康増進法が令和 2 年 4 月 1 日に全面施行されることから、同法の趣旨等について周知を図る必要がある。</li> </ul> |
| <p>次年度以降の<br/>改善について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康関連団体と協働で「かごしま健康イエローカードキャンペーン」による普及啓発活動を実施する。</li> <li>・ 禁煙週間に合わせて、禁煙及び受動喫煙の取組促進を市町村、関係機関・団体に依頼するとともに、受動喫煙対策の取組状況を把握し、その結果を県ホームページに公表する。</li> <li>・ 改正健康増進法の趣旨等について、周知を図るとともに、「たばこの煙のないお店」の登録拡大を推進し、望まない受動喫煙の防止を図る。</li> </ul>   |

⑤ 予防接種に関する目標

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>目標</p>                 | <p>・国の特定感染症予防指針において目標が定められている，麻しん・風しん及び結核について平成 35 年度までに接種率を <u>95%以上</u>にすることを旨す。</p>  |
| <p>2018 年度の<br/>取組・課題</p> | <p>【取組】</p> <p><u>下記について，県 HP を活用し情報発信に努めた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鹿児島県子ども予防接種週間」における普及啓発活動</li> <li>・ 全国で一斉展開される「子ども予防接種週間」における普及啓発活動</li> <li>・ 定期予防接種の実施主体である市町村の問い合わせ先等</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻しん・風しんの 1 期のみ目標達成となった。</li> </ul> |
| <p>次年度以降の<br/>改善について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019 年度以降も，引き続き同様の普及啓発を検討する。</li> </ul>  |

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>目標</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75 歳未満の脳血管疾患の年齢調整死亡率を平成 34 年までに<u>男性：22.2 以下</u>，<u>女性：11.5 以下</u>にすることを<br/>目指す。</li> <li>・ 75 歳未満の虚血性心疾患の年齢調整死亡率を平成 34 年までに<u>男性 14.6 以下</u>，<u>女性 3.5 以下</u>にすることを<br/>目指す。</li> <li>・ 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数（人口 10 万対）を平成 34 年までに <u>13.3 以下</u>にすることを<br/>目指す。</li> </ul> |
| <p>2018 年度の<br/>取組・課題</p> | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康関連団体と協働で「かごしま健康イエローカードキャンペーン」による普及啓発活動を実施した。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県の脳血管疾患の死亡率は，九州で最も高い値で推移し，同疾患は要介護状態の主な要因となっており，健康寿命の延伸・QOL の向上を図るため継続して対策に取り組む必要がある。</li> </ul>      |
| <p>次年度以降の<br/>改善について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康関連団体と協働で「かごしま健康イエローカードキャンペーン」による普及啓発活動を継続して実<br/>施する。</li> </ul>   |

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

|                           |  |
|---------------------------|--|
| <p>目標</p>                 | <p>・ <b>がん検診受診率を、平成 35 年までに 50%以上にする</b>ことを目指す。</p>  |
| <p>2018 年度の<br/>取組・課題</p> | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん征圧月間(9月), ピンクリボン月間(10月)等における集中的啓発を実施した。</li> <li>・ 市町村で行われる成人式等において, 子宮頸がん検診リーフレット及び啓発グッズの配布による普及啓発を実施した。</li> <li>・ 県内企業との連携による普及啓発を実施した。</li> <li>・ がん検診精密検査実施協力医療機関の指定を実施している。</li> <li>・ 生活習慣病検診等管理指導協議会によるがん検診の分析・評価を実施した。</li> <li>・ 低線量 CT 肺がん検診費助成事業を実施した。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肺がん以外の胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの検診受診率が 50%以下である。</li> </ul> |
| <p>次年度以降の<br/>改善について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019 年度も引き続き, 同様の効果的な普及啓発を検討する。</li> </ul>  |

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標【後発医薬品の使用割合（数量ベース）】

| 2017 年度<br>(計画の足下値) | 第 3 期計画期間  |         |                          |         |         |                  |
|---------------------|--|---------|--------------------------|---------|---------|------------------|
|                     | 2018 年度  | 2019 年度 | 2020 年度                  | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度<br>(目標値) |
| ※ 77.3 %<br>(78.6%) | 82.3%<br>(81.9%)   | —       | —                        | —       | —       | —                |
| 目標達成に<br>必要な数値      | 80%以上  | 80%以上   | 80%以上<br>(平成 32 年 9 月まで) |         |         |                  |
| 2018 年度の<br>取組・課題   | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村国保において、ジェネリックカードの配布や差額通知等の取組を実施し、県においては、取組に係る財政支援を実施。結果、国の目標値である 80%を達成した。</li> <li>後発医薬品安心使用協議会を開催し、後発医薬品安心使用に係る環境整備に向けた関係者の取組について協議し、医療従事者向けに後発医薬品安心使用促進シンポジウムを開催した。</li> <li>県民向けのリーフレットを作成し、県内の薬局に配布した。</li> </ul> |         |                          |         |         |                  |
|                     | <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿児島県では既に数値目標の 80%をクリアしており、引き続き上記のような取組を推進していく。</li> </ul>   |         |                          |         |         |                  |
| 次年度以降の<br>改善について    | <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の取組を継続する。</li> <li>2019 年度も引き続き、後発医薬品安心使用協議会を中心にシンポジウムや講習会を開催し、さらなる普及啓発を行っていく。</li> </ul>   |         |                          |         |         |                  |

※ 【数値の記載について】 上段：最近の調剤医療費の動向（該当年の 9 月分），下段（参考）：厚労省提供データ（NDB）



② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

|                           |   |
|---------------------------|---|
| <p>目標</p>                 | <p>・ 医薬品の適正使用等を推進する。</p>  |
| <p>2018 年度の<br/>取組・課題</p> | <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保ヘルスアップ支援事業（適正受診・適正服薬支援事業）の一環として、県内市町村国保等の適正服薬支援に関わる従事者の資質向上を図るため、3地区において研修会を開催した。</li> <li>・ モデル地区を2地区選定し、地域における適正服薬支援に係る体制構築を目的にモデル事業を実施した。</li> <li>・ 「患者のための薬局ビジョン」推進事業において、かかりつけ薬剤師・薬局を推進し、患者の服用薬について、一元的・継続的に把握して薬学管理を実施することで、多剤重複投与の防止や残薬削減に努めた。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かかりつけ薬剤師・薬局が県民に浸透していない。（平成28年度県民保健医療意識調査において「かかりつけ薬局」を決めていると回答した人は42.8%と半数に満たない）</li> </ul> |
| <p>次年度以降の<br/>改善について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の取組を継続する。</li> <li>・ かかりつけ薬剤師・薬局を広く県民に普及啓発することで、地域住民が自分のかかりつけ薬剤師・薬局を選択出来るようにする。また、本取組を浸透させることで、服薬情報の一元的・継続的把握につなげ、多剤重複投与の防止や残薬削減の推進を図る。</li> </ul>   |

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

| 目標                | ・ 病床機能分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築を推進する。  |
|-------------------|--|
| 2018 年度の<br>取組・課題 | <p>【取組】</p> <p>○<u>地域医療構想の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構想区域（二次保健医療圏）ごとの「地域医療構想調整会議」において、医療機関相互の協議を促進するとともに、地域医療介護総合確保基金（病床の機能分化・連携支援事業等）の活用により、将来のあるべき医療提供体制の構築に努めた。</li> </ul> <p>○<u>疾病別・事業別の医療連携体制の充実，クリティカルパスの利用等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脳卒中及び急性心筋梗塞等について県内で統一した指標（11 項目）を設け、二次保健医療圏毎に進行管理・評価を実施している。</li> </ul> <p>○<u>地域包括ケアシステムの充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職能団体と県が協働して多職種が連携し、効果的な対応策の検討を行うなど、市町村における介護予防事業の実施を支援した。（かごしま介護予防地域力強化推進事業）</li> <li>・ 市町村が行う自立支援・重度化防止に向けた取組を促進するために、地域ケア会議を効果的に実施できるよう、県アドバイザーを派遣するなどの支援を実施した。（保険者機能強化支援事業）</li> <li>・ 「生活支援コーディネーター」の計画的な人材育成及び資質向上を図るため、研修事業を実施し、県内における生活支援サービス提供の体制づくりを推進した。（生活支援コーディネーター体制構築事業）</li> <li>・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障害者をピアサポーターとして養成し、指定一般相談支援事業所で地域移行支援スタッフとして活用しながら、長期入院精神障害者の地域移行支援を実施した。</li> </ul> |

- ・ 精神障害者の地域移行・地域定着を推進する人材育成や支援体制の整備，強化を図るため，精神障害者地域移行・地域定着推進研修会を実施した。

#### ○在宅医療の連携体制の整備

- ・ 在宅医療の担い手となる訪問看護事業所の基盤強化を図るため，訪問看護ステーションの実態把握や，訪問看護師等を対象とした研修の実施及び病院の看護師との人材交流等を支援した。（訪問看護供給体制推進事業）

#### ○医療と介護の連携

- ・ 地域包括ケアシステム構築に係る医療介護連携の推進を図るため，在宅医療・介護連携推進協議会を開催するとともに，患者が病院と自宅等との間で円滑に入退院できるような入退院調整に係るルールを策定した。また，入退院調整を行う際，医療機関側の窓口となるコーディネーターに対し，資質向上を目的とした研修会を実施した。（在宅医療・介護連携推進支援事業）

#### ○終末期医療の体制づくり

- ・ 在宅等及び施設での看取りにおける看護・介護連携を促進するため，看護師及び介護職を対象とした在宅等看取り体制を構築するための研修を実施。（訪問看護供給体制推進事業）

---

#### 【課題】

#### ○地域医療構想の推進

- ・ 今後も 2025 年に向けて，将来あるべき医療提供体制の構築が実現されるよう，医療機関をはじめとした関係機関相互の議論を促進しながら，地域医療介護総合確保基金を活用した，実行性のある仕組みづくり等の取組を行っていく必要がある。

#### ○疾病別・事業別の医療連携体制の充実，クリティカルパスの利用等

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携への参加医療機関数は、全ての医療機能において横ばいで推移している。</li> <li>・ 連携パスについては、作成や利用率が圏域によって大きな差がある。</li> </ul> <p>○在宅医療の連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療を推進する上で重要な役割を担う訪問看護師の需要増加に対処する必要がある。</li> </ul> <p>○医療と介護の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療・介護連携推進事業の実施主体である市町村の取組を引き続き支援していく必要がある。</li> </ul> <p>○終末期医療の体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 終末期医療の体制づくりについて、専門職向けの研修会等は実施しているが、地域住民に対する情報提供や普及啓発については今後実施していく必要がある。</li> </ul>  |
| <p>次年度以降の改善について</p> | <p>○地域医療構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も国の動向を注視しながら、「地域医療構想調整会議」において医療機関相互の協議を促進するとともに、医療・介護をはじめとする各関係機関の連携を図りながら、地域医療介護総合確保基金の活用により、将来のあるべき医療提供体制の構築に向けた取組を実施する。</li> </ul> <p>○疾病別・事業別の医療連携体制の充実，クリティカルパスの利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も急性期から療養まで切れ目のない医療連携体制の整備や、関係機関等による協議・検証等を通じた連携パスの普及などにより、医療連携体制の充実に努めていく。</li> </ul> <p>○地域包括ケアシステムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も現行の取組を継続していく。</li> <li>・ 2019年度も引き続き、精神障害者をピアサポーターとして養成し、指定一般相談支援事業所で地域移行支援スタッフとして活用するとともに、精神障害者地域移行・地域定着推進研修会を実施し、長期入院</li> </ul> |

精神障害者の地域移行を推進していく。

○在宅医療の連携体制の整備

- ・ 2018 年度 of 取組に加えて以下の事業を実施する。

「訪問看護供給体制確保推進事業」：訪問看護供給体制の確保を図るため、新卒等訪問看護師の教育プログラムの作成や、県内のみなし指定の病院・診療所における訪問看護の実態調査を行う。

○医療と介護の連携

- ・ 2018 年度 of 取組に加えて以下の事業を実施する。

「在宅医療・介護連携推進研修事業（在宅医療・介護連携推進支援事業）」：在宅医療の推進に係る効果的な事業の立案とその評価方法等について理解を深めるとともに、地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進方策の検討に資するよう、市町村等を対象とした研修会を実施する。

○終末期医療の体制づくり

- ・ 2018 年度 of 取組に加えて以下の事業を実施する。

「医療・ケア意思決定プロセス支援事業」：人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及を図るため、医療・介護関係者を対象とした研修会や市町村が実施する研修等の支援を行う。

## 2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

|                  |  |
|------------------|--|
| 2018年度の<br>取組    | ・ 2018年度（平成30年度）から、保険者協議会の事務局を国保連合会と共同で担っており、特定保健指導従事者を対象とした特定健康診査・特定保健指導推進研修の開催等、保険者間における連携等に努めている。 |
| 次年度以降の<br>改善について | ・ 現行の取組を継続する。  |